

昭和四十九年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)
の翌日

目次

- ◆ 告 示 昭和四十九年度鳥取県一般会計補正予算等
結核予防法による医療機関の指定
計量器の定期検査の実施
争議行為の実施
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公職会の開催
解除予定の保安林(二件)
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業の工事の完了
- 国有財産の用途廃止
- ◆ 告 告 昭和五十年年度鳥取県職員採用上級試験の実施
- ◆ 正 誤 昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十三号中訂正
昭和四十九年十二月十日付鳥取県公報第四千六百四号中
訂正

告 示

鳥取県告示第四百九十七号
昭和五十年三月三十一日専決処分をした昭和四十九年度鳥取県一般会計
補正予算及び昭和四十九年度鳥取県管工業用水道事業会計補正予算は、次
のとおりである。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 健 三

昭和49年度鳥取県一般会計補正予算

昭和49年度鳥取県一般会計の補正予算は、次の定めるところによる。
(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税	1 地方交付税	千円 34,913,725	△ 322,000	千円 34,591,725
		1 地方交付税	34,913,725	△ 322,000
13 県 債	1 県 債	4,494,000	322,000	4,816,000
		4,494,000	322,000	4,816,000
		4,494,000	322,000	4,816,000

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	補 正 前 限 度 額 千円	起債の方法 利率	補 正 後 限 度 額 千円	起債の方法 利率
戸倉建設費	230,000	%	475,000	%
治 山 費	69,000		70,000	
海蔵建設費	4,000		5,000	
砂 防 費	238,000		272,000	
港湾建設費	141,000		339,000	
都市開発費	699,000		10,000	
公園 費	217,000		228,000	
治山施設災害復旧費	67,000		69,000	
直轄河川事業費	68,000		180,000	
境組合管理費	136,000		146,000	
衛生試験検査機器整備費	21,000		22,000	
中小企業費	86,000		393,000	

自然保護費	590,000				52,000				
直轄海岸保全事業費	23,000				35,000				
試験設備	0				39,000				
海岸保全費	0				18,000				
直轄砂防事業費	0				20,000				
計	5,084,000				4,868,000				

借入年度から1年ずえ置き、以後24年度間に償還する。ただし、他の都合により償還年数を短縮又は延長し、償還又は延長期間中であつても償還年限を短縮し、又は償還を行ない、若しは借入が、償還できるものとす。

10以内
証書借入れ
又は証券発行の方法に
より資金運用部、郵政省、その他より借入とする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額は一部を翌年度に繰り延べて起債できる。

昭和49年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和49年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 昭和49年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」といふ。)第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	97,102千円	0千円	97,102千円
第1項 企業債	20,000千円	4,000千円	24,000千円
第3項 他会計からの長期借入金	49,856千円	△4,000千円	45,856千円
(企業債の補正)			
第3条 予算第5条中「20,000千円」を「24,000千円」に改める。			

鳥取県告示第四百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十年五月八日	小林薬局	倉吉市明治町一〇三二一六

昭和五十年五月十七日

谷口薬局有限公司

倉吉市瀬崎町二七三八一四

鳥取県告示第四百九十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市及び鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十年七月一日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十一年三月三十一日まで

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日 検査時間 実施区域 検査場所

七月 一日 午前十時から 午後三時まで 倉吉市 河北中学校

二日 午前十時から 正午まで 市農協西郷支所

午後一時から 午後三時まで 上灘小学校

三日 午前十時から 正午まで 上北条公民館

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	十七日	〃	十六日	〃	〃	十五日	〃	〃	十四日	〃	〃	〃
午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後一時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで	午前十時から 正午まで	午後二時三十分まで	午後一時から 午後三時まで	午後一時から 午後三時まで
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	鳥取市	〃	〃	〃
湖南中学校	市農協末恒支所	豊実公民館	東郷小学校	美和小学校	倉田公民館	米里小学校	津ノ井小学校	市農協小鴨支所	上小鴨公民館	市農協支所	北谷共同選果場	高城公民館
												灘手小学校

鳥取県告示第五百号

労働関係調査法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、日本電気産業労働組合鳥取県支部執行委員長藤原茂から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

労働協約履行の要求に関する件

二 日時

昭和五十年六月七日からこの事件が解決する日まで

三 場所

中国電力株式会社に勤務する組合員の所属する全職場又は一部（鳥取

県）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第五百一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

打吹山鳥獣保護区の設定に係る公聴会

一 日時

昭和五十年六月二十四日 午後一時

二 場所

倉吉市葵町 倉吉市役所第二会議室

三 案件

打吹山鳥獣保護区の設定について

四 公聴会の開催に関する問い合わせ先

鳥取県農林部造林課保護係

鳥取県倉吉地方農林振興局林業課林政係

鳥取県告示第五百二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜六九〇の二〇五、六九〇の三三三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百三号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字王平一〇五二の七四

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

鳥取県告示第五百四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(野寺地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年五月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、日南町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の

届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	昭和三十九年三月二十日 昭和五十年三月二十日
上萩山地区農道整備事業	
福万来地区農道整備事業	昭和五十年三月二十日

鳥取県告示第五百六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年六月三日から用途廃止した。

昭和五十年六月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大字丸山字横原下一五三二番一地先 から同町大字丸山字横原下一五三二番一六六地先 まで	三、一九二・三五	道路敷

公 告

昭和50年度鳥取県職員採用上級試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和50年6月3日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務先及び職務内容
行政	約13名	知事、教育委員会又は警察本部の事務部局等に勤務し、一般行政事務に従事します。
社会福祉	若干名	
農林化学	1名	
農業	若干名	知事の事務部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
林業	2名	
建築	1名	

2 受験資格

(1) 学歴等

学歴は問いませんが、大学卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別等

試験区分	年 齢 及 び 性 別 等
行政	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた者
	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた男子

社会福祉	で社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者又は昭和51年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
農芸化学	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた男子
農 業	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた男子で農業改良普及員の資格を有する者又は昭和51年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
林 業	昭和23年4月2日から昭和29年4月1日までに生まれた男子
建 築	

(注) 「社会福祉」の受験資格中、「社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する資格を有する者」とは、次のとおりです。

- (1) 大学において次に掲げる社会福祉に関する科目のうち3科目以上を修めて卒業した者
- 社会事業概論、社会事業史、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業施設経営論、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、医療社会事業論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、修身、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

(2) 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

(3) 受験できない者

- 次のアからオまでのいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない者
 - イ 禁治産者及び準禁治産者
 - ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けなくなるまでの者
 - エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験

(1) 試験種目

試験種目	試 験 内 容	時 間
教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、大学卒業程度において択一式により行います。	2時間30分
専門試験	公務員として必要な専門的知識及び能力について、大学卒業程度において択一式及び記述式により行います。	択一式 2時間 記述式 1時間30分
	公務員としての職務遂行上必要な素養及び	

適性検査	適性について検査を行います。	25分
------	----------------	-----

(2) 専門試験の出題分野
各試験区分ごとの専門試験の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	分	野
行政		政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学
社会福祉		社会事業概論、社会事業方法論、社会調査統計、社会事業行政、公的扶助論、児童福祉論、心理学、社会学、社会政策
農芸化学		物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、農芸化学に関する専門基礎(食品、農産製造、応用微生物、土壌肥料等)
農		栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林		林業政策、森林経理、造林、森林利用、木材工芸、林産製造、森林工学
建		数学、物理、材料学、構造力学、建築構造、環境原論、都市計画、設備、施工、建築史

(3) 第一次試験日時及び試験場

試 験 日 時	試 験 場
昭和50年7月27日(日) 受付時間 午前8時10分から8時35分まで 試験開始 午前8時45分から	鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

(4) 第一次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

試験区分ごとに教養試験、専門試験の成績及び適性検査の結果を総合して合格者を決定します。ただし、教養試験、専門試験及び適性検査のうち、いずれかが一定の基準に達しない者は不合格となります。

イ 発表

昭和50年8月下旬に鳥取県庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第2次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 口述試験 個別面接による試験を行います。

イ 身体検査 職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(2) 第二次試験日時及び試験場

昭和50年9月上旬に鳥取市において行いますが、詳細については第

一次試験合格者に書面で通知します。

5 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行います。

6 最終合格者の発表

昭和50年11月1日に鳥取県庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

7 合格者の採用及び給与

(1) 最終合格者は、試験区分ごとにより作成する採用候補者名簿に採用候補者として高次順に登録されます。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

(2) 採用候補者名簿に登録された者は、各任命権者が職員を採用する必要が生じた場合に人事委員会から高次順に採用候補者として推薦され、各任命権者が行う面接、身体検査などを受けて、そのうちから採用が決定されます。

なお、採用は、昭和51年4月1日以降に行われます。

(3) 給与は、原則として給料月額70,000円が支給され、その後は定期に昇給します。

また、上記給与のほかに諸手当として、扶養手当(配偶者5,000円、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで1,500円(配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人3,500円)、その他の者400円)、期末・勤勉手当(1年間に給料月額等の約5.2月分)、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局において交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の上に「上級請求」と朱書きし、あて先明記の20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

ア 受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の上に「上級試験」と朱書きしてください。
なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、10円切手をはってください。

イ 受験申込みのできる試験区分は一に限りません。

なお、申込み締切り後は試験区分の変更はできません。

(3) 申込受付期間

昭和50年6月10日(火)から昭和50年7月5日(土)まで受け付けます。

なお、郵送による申込みは、昭和50年7月5日までの消印のあるものに限り受け付けます。

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、あて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。

正 誤

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百十三号(保安林の予定森林について)
中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁段 行 誤 正

一 下 七〇八 四七八の一四七八の二 四七八の一、四七八の二

二 〃 十 字下石舟 字下石船

〃 〃 十一 字上石舟 字上石船

〃 〃 終わりから一 六六三の二六六四 六六三の二、六六四

五 〃 二十 字ツツ谷 字ツツ谷

七 〃 十三〓十四 三四三七から三四三七 三四三七の二から三四三七の五まで

〃 〃 十九 ツエガ途 字ツヘガ途

昭和四十九年十二月十日付鳥取県公報第四千六百四号中次の箇所に誤り
があったので、訂正する。

頁段 誤 正

十 上 六〇三から六一一の三まで 六〇三から六一一まで

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む)】